

司法修習委員会（第3回）議事録

1 日時

平成15年10月31日（金）午後1時30分から午後3時32分まで

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者

（委員）今田幸子，翁百合（途中退室），小津博司，金築誠志，鎌田薫，酒巻匡，
白木勇，高橋宏志（委員長），宮川光治（敬称略）

（幹事）荒井勉，出田孝一，稲田伸夫，大橋正春（途中退室），梶木壽，木村光
江（幹事長），黒川弘務，小池裕，須賀一晴，鈴木健太，寺村温雄，中
村慎，巻之内茂，山本和彦（敬称略）

4 議題

（1）協議（実務修習の在り方）

- ・ 実務修習の基本的な指導理念と方法
- ・ 分野別実務修習

（2）今後の予定等について

5 配布資料

（資料）

8 「実務修習の在り方」に関する論点

9 「実務修習の基本的な指導理念と方法」及び「分野別実務修習」に
関する基本的考え方（案）

10 - 1 新しい司法修習について（参考資料A - 7 - 1 抜粋）

- 2 新しい司法修習の内容等について（参考資料A - 7 - 2 抜粋）

11 - 1 現在の司法修習の構成

- 2 民事裁判実務修習

- 3 刑事裁判実務修習
- 4 検察実務修習
- 5 弁護士実務修習

(幹事会関係資料)

司法修習委員会幹事会 (第 3 回) 議事概要

6 報告

荒井幹事から、第 5 6 期司法修習生の修習終了について報告がされた。

7 議事

(1) 配布資料説明

木村幹事長から、配布資料について説明がされた。

(2) 協議

冒頭、高橋委員長から、資料 6 (前回配布済み) の「 3 司法修習の基本的な構想と構成」以下の部分については今後の協議を踏まえ引き続き検討したい旨の提案がされ、了承された。

ア 現在の実務修習の実情

荒井幹事から実務修習全般の実情 (資料 1 1 - 1) , 鈴木幹事から民事裁判実務修習の実情 (資料 1 1 - 2) , 出田幹事から刑事裁判実務修習の実情 (資料 1 1 - 3) , 梶木幹事から検察実務修習の実情 (資料 1 1 - 4) , 寺村幹事から弁護士実務修習の実情 (資料 1 1 - 5) について、それぞれ説明がされた。

(翁委員)

社会修習は、それぞれの実務修習において、どのように位置付けられているのか。どのように関連付けて実施されているのか。

(荒井幹事)

4 分野それぞれの実務修習の中で、合同修習の一つとして、同じような位置付けで、社会の実相を体験させるよう実施している。

(白木委員)

私が所長のときには、裁判所，検察庁，弁護士会で似たような社会修習を行っていたので，三者で協議して，重複することのないように整理したことがあった。

イ 実務修習の在り方

荒井幹事から資料9の内容について説明がされた。

(宮川委員)

委員会における議論を深めるために，異なった視点から意見を述べてみたい。分野別実務修習の期間の配分の点，刑事と民事の比率の点について，歴史的な視点，外国制度との比較の視点，各分野を担う法曹の数の視点から考えてみたい。

現在の修習制度が始まった当時は，戦前の弁護士事務所における指導システムが崩れ，また，弁護士の数も数千人程度で裁判官の数とさほど開きのない時代であった。そのような中で，戦前の司法官養成制度に依拠しながら，分野別実務修習において裁判が50パーセントを占め，その余を検察と弁護に振り分けることは歴史的にみて当然のことであったと思われる。しかし，その後状況は少しずつ変わり，弁護士の量も質も向上してくる中で，1962年に司法研修所から出された法曹教育叢書の第1号である「米国，英国及び西独の法曹教育」というレポートで，訴訟における弁護士活動のウエイトが重くなっており，質の高い弁護士を養成することが先決であること，修習生の大半が弁護士となる傾向が強まっていることを踏まえ，それぞれ4か月だった実務修習期間を，刑事裁判を2か月として裁判修習全体を6か月，弁護修習全体を6か月とするという，弁護修習の割合を拡大する提案が著者から出されている。これを今議論している新制度に当てはめると，期間が当時の2分の1なので，裁判修習全体が3か月，弁護修習が3か月になると思う。これは40年前の提案だが，その説得性はより増しているのではないかと思われる。

比較制度的な観点では、我が国の司法修習制度と類似の制度を採っているドイツは、義務的修習期間につき、民事裁判、検察又は刑事裁判、行政機関、弁護士事務所という4つの分野を必須の修習場所とし、残りを選択修習として、それぞれ3か月以上修習しなければならないと定めていた。実際には民事裁判を6か月、その他を各3か月、残りを選択修習という枠組みで行われていることが多いと報告されている。しかし、法曹養成は当事者法曹としての思考・行動を学ぶことを中心に構成すべきではないか、弁護士の質を向上させるには弁護教育をより重視すべきではないかとの議論、さらにはドイツ弁護士の国際競争力についての議論などがあり、2002年の改革で、弁護修習期間を9か月とし、それ以外を各3か月とする、つまり義務的修習期間の半分を弁護修習で構成する枠組みに大転換したのである。世界の潮流・大勢は弁護教育が中心になっており、今議論している4分野を均等に修習するというシステムは、世界の潮流からはかい離れた在り方ではないかと感じる。

法曹養成を担う基盤という問題を考えると、毎年1万人の司法修習生を教育しているドイツではその基盤として2万人の裁判官がいる。そこで上記のような転換が行われている。他方、我が国の裁判官の数はざっとその10分の1、約2000人。3000人の司法修習生を教育しなければいけない時代を迎える我が国が、今の割り振りで対応可能なのか、今の割振りを今後とも維持し続けなければいけないのだろうかという疑問も生じてくる。

次に民事と刑事の割合についてであるが、弁護修習でも刑事をやるので、刑事の割合が分野別実務修習の60パーセントを超える事態になっている。こうした実情は外部に対して説得性があるだろうか。これについては、若い弁護士が国選事件や当番弁護士を担っているのだから刑事教育は重要であるという説明をすることになる。しかし、これからは、比重を少し変化させ、弁護士会の新人教育などのその後の教育、リーガルサービスセンターや公設弁護人事務所での教育の一部を委ねるといった観点もあり得るのではないか。

もっとも、1年間という修習期間、しかも8か月を振り分けることを前提とすると、実施上の制約、修習効果を考え、各分野2か月は最低限度必要だという議論も理解できないわけではない。しかし、刑事裁判修習と検察修習で行っていることのすべてを今後ともそれぞれの実務修習で行わなければならないのか。その後に総合型実務修習が予定されているのであるから、検察の分野別修習は捜査・取調修習に特化し、公判修習を総合型実務修習の中で選択することや、刑事裁判も合議事件に集中し、単独事件の修習を希望する者には総合型実務修習でその機会を与えることもできるのではないか。このようにして、刑事と民事の比率を少し変える工夫をすることが必要なのではないかと思う。

～大橋幹事退室～

(小津委員)

ドイツでは、「検察修習又は刑事裁判修習」となっているようだが、日本の検察は、ドイツに比べて検察自身が捜査を量的にも質的にも圧倒的に行っているという点に大きな特徴があると思う。捜査の分野は検察修習でしか学ぶことができないので、法律実務家としていろいろな分野を日本の実情に即して学ぶことになる、検察修習を独立させてすべての人に学んでもらうのがよく、その際の最低保障として少なくとも2か月は必要である。総合型実務修習の活用については、修習生のニーズが弁護あるいは民事であるのなら、その部分で総合型実務修習を活用してもらえばよく、活用しなければならないとまでしなくても、実際のニーズがあれば総合型実務修習で弁護あるいは民事を選ぶ修習生が多くなるのではないかと感じている。

リーガルサービスセンターの議論は途上ではあるが、過疎地などを中心に刑事事件の一定部分をリーガルサービスセンターに雇われる弁護士が担う方向になるかと思う。しかし、公的弁護のすべてをここが担う構想ではないので、リーガルサービスセンターに雇用されていない弁護士も更に熱心に刑

事弁護に取り組むことになるのではないかと思う。

なお、企業法務や先端的な経済活動に携わっている者にとっては、司法試験さえ通れば後は刑事は関係ないという意見もあるが、私は違和感を感じる。企業法務に携わっている方は、十分な刑事分野の知識を持っているが、日常の意識の中で刑事法制や刑事罰則の占める位置が小さいのではないかと感じることがある。ほとんどの経済関係の法律には罰則が付されており、違反すれば刑事制裁が科せられるのは当然であるが、いざ刑事制裁の手続が始まると、天災のような受け止め方をして適切な対応が十分できないこともあるのではないか。日本もますます事後チェック型社会となり、企業のコンプライアンスが重要になってくるので、従来以上に刑事を意識することが重要になってくると思う。

～翁委員退室～

(酒巻委員)

確かにこれまでの修習は刑事の比率が高い一方、社会において弁護士の担う仕事の多数が民事であるのは事実である。もっとも、法曹教育の側面から理念を言うと、教育課程にある修習生が将来具体的に何をするか、どのような分野の法を使って仕事をするかにかかわらず、法曹の働く場には常に刑事法の世界があり、それが社会的に重要な機能を果たしていることに十分留意して教育をしていかなければならないと思う。刑事法の世界は、法律によって個人の基本的な自由や権利に介入し、場合によっては自由や生命をもはく奪する、ある意味ではしゅん厳な世界であるから、社会的・実務的な需要という観点ではなく、理念的なあるべき教育プログラムの一課程という観点から、このような刑事法の適用の現場を修習生として実地体験することが必要不可欠であると思う。特に、検察官や裁判官にならない人にとってこそ一層必要かつ貴重な体験であると思う。

一方で、法科大学院でも実務に則した教育が行われ、3年目の段階では工

クスターンシップという形で学生が直接実務に触れることもあるかとは思ふ。しかし、刑事の分野では、様々な事情で検察修習や刑事裁判修習のような内容をそのまま実施するわけにはいかず、犯罪捜査や刑事裁判など、弁護側からではない刑事法の運用に直接携わる機会が実務修習しかない。これは将来法律を使って仕事をしていくことになる人すべてに是非体験しておいてほしい領域である。そのようなことを考えると、従来の4分野均等の実務修習は維持すべきであり、配分も民事や弁護への重点配分ではなく、検察修習と刑事裁判修習は一定期間あった方がよいと考える。

なお、刑事法は最後の手段だが常に社会統制の背後にあるものである。今後社会がどのように変化するか分からないが、今後はホワイトカラーの人たちも場合によっては被疑者、被告人になるような世の中になるかもしれないし、裁判員制度を支えるための公的弁護や犯罪被害者の救済等、刑事の世界が実務的にも表に出てくるかもしれないので、今より刑事の比重を減らすことには賛成できない面がある。

(鎌田委員)

私は、従来の制度や法科大学院構想が議論されている段階で、民事のウエイトをもっと高くしてほしいと言ってきた。また、弁護士の仕事でも、裁判実務以上に予防法学や戦略法務のウエイトが高くなっているが、法科大学院のカリキュラムにしる司法修習にしる、裁判実務を超えた部分への配慮が足りないのではないか、ということをお話したこともある。

しかし、現実の問題を考えると、法科大学院3年、司法修習1年という期間で、誰もが刑事裁判にタッチする法曹の資格、国民から見れば弁護士のところに行けば必ず刑事弁護をやらせてもらえると思われる資格を持つことになるのだから、司法修習が終わるまでの間に、民事・刑事の実務の基礎をしっかり身に付けていただきたい。酒巻委員もおっしゃったように、法科大学院で実務に触れるいろいろな機会を作ろうと工夫しているが、捜査や刑事裁判

を体験することは不可能であるし、実際問題として、法科大学院や司法修習の期間は制限されているので、司法修習終了後のOJTに期待するところが大きいと思う。弁護士になった者は、民事弁護をOJTで賄うことができても、検察や刑事裁判をOJTで賄うことはできない。その意味では、限られた期間の中で最低限法曹として身に付けるべきものを身に付けてほしい。司法修習の段階でなければできないものに相当程度のウエイトが比率的に置かれてもやむを得ない。1年の範囲内でできること、やらなければいけないことをやるとしたら、現在提案されているような形にならざるを得ないと思う。

(今田委員)

専門家である裁判官・検察官・弁護士になってから学べるものはOJT等で学べる。その前にきちんとした訓練・経験があることはもちろんであるが、弁護士になったら、刑事分野のことを学ぶことが非常に難しいというのは真理なのであろう。そうであれば、バランスよく各分野の修習がこの期間に行われることが相当重要になってくると思う。今回の制度改革は、長期間に渡って法曹人に必要な資質を習得させる大きな制度改革であり、どこかだけで全部が賄えるわけではなく、全体のプロセスの中で法曹人を養成するのが一番の理念である。そうすると、修習だけで全部が賄えるわけではなく、それ以降も他の分野を学ぶ機会が十分与えられる必要がある。実務修習に関しては、弁護士になる人が多いから弁護実務修習の重要性が高いという主張も確かではあるが、原理原則に立脚した場合には、他分野、特に刑事は、その特性から不可欠なものだという主張もよく理解できる。その意味では、今の体制を大きく変えなければいけないという提案に積極的な視点は見当たらないのではないかと、バランスよくカリキュラムを作ることができる意義が改めて確認されるべきではないかと思う。

(金築委員)

刑事の重要性、刑事修習の必要性については、小津委員、酒巻委員及び鎌

田委員がおっしゃったとおりである。56期司法修習生の後期修習で「企業法務と弁護士」の講義をした弁護士が「最近ほとんどの時間を費やしているのは刑事だ。」「企業法務は刑事とは無縁のように思うかもしれないが、刑事は重要なのでよく勉強しておくように。」という話を修習生にしている、そういうこともあるのだなと私も思った。

実務修習における民事・刑事の比率と弁護・裁判の比率とは関連した問題である。刑事の修習を、法曹となる以上は修習中に一定のレベルまで身に付けるべきであるという考えをとると、一定のまとまった修習をしなければならなくなり、それが裁判修習あるいは弁護修習との比率などに響いてくる。修習期間が全体として長ければ工夫ができるのかもしれないが、限られた期間では実際的な問題がある。先の議論ではあるが、総合型実務修習でこの問題に一定の解答を出す余地があると思う。また、司法研修所における集合修習でも同じ問題はあろうと思う。民事・刑事の比率、弁護修習の重要性はそのとおりであり、集合修習でも弁護科目を重視していかななくてはならないのは当然であると思う。歴史的に見ると、私が修習した三十数年前に比べれば、現在の弁護科目の充実ぶりには目を見張るものがあると思う。集合修習の在り方についても、民事・刑事の比率の問題、弁護科目重視の問題等を更に議論していただき、そういうことを念頭に置いて、実務修習の期間の問題等も考えていただければよいのではないか。

(白木委員)

皆さんの意見に賛成である。刑事裁判・検察の修習は、決してそれらだけの問題ではないと確信している。刑事弁護であれば、それ特有の問題があるのは言うまでもないが、弁護士になる人が刑事裁判や検察の実務を見るのは、極めて効果的な弁護修習の一つであると思う。刑事裁判で言えば、裁判官が裁判に当たってどのような視点で弁護活動を見るのかということは、やはり裁判官の側から見ないと分からないだろうと思う。検察に関しても、起訴猶

予制度下で、検事がどのような物差しで起訴猶予や不起訴にするのかが分からないでは、有効な起訴前の弁護活動はできないと思う。十分な刑事弁護活動をするには、刑事裁判の内側、検察の内側に入ってじっくり勉強することが非常に有効ではないかと思う。

(宮川委員)

私自身の経験からも、我が国の4分野の分野別実務修習は貴重なシステムであると思う。先ほどドイツの例を紹介したが、「検察又は刑事裁判」のシステムに変えると言っているわけではなく、それぞれの分野の修習が濃密な内容で行われることが大切であると思っている。それぞれの分野で多くの人たちが多くのエネルギーと時間を費やしているという意味で、我が国の分野別実務修習は、他国の制度と比較して最も優れた誇り得るシステムであると思っている。ただ、先ほど申し上げたのは、期間のバランスや期間の配分については、違った思考があり得るのではないかということである。2年間の修習で実務修習が各4か月であるのなら、私は絶対に組み替えるべきだと主張するが、8か月を分ける状況なので、最低限度を考えると2か月くらいは必要であろうと思わないでもない。ただ、工夫すれば、1か月であっても、検察・刑事裁判では充実した分野別修習が可能ではないかとも思う。そうした工夫をして、少しは配分を変える努力をすべきではないか、ということである。

今のいろいろな観点の議論を整理して、資料9に書くことが必要ではないか。このままの資料9の内容では説得力がないのではないか。また、今の議論を総合型実務修習の在り方を考える議論につなげていただきたい。

(高橋委員長)

所詮8か月しかないからこれしかない、というのでは消極的な理由にしかないのではないか。1000人の修習生のうち800人が弁護士になるのに弁護修習はこれでよいのかという問い掛けに対して、これでよいのだと

いう積極的な理由や意見はないか。

(巻之内幹事)

民事弁護を担当していて、教えたことはたくさんあるが、正直に言って時間が足りない。一方では、修習生のうちに、違う立場のこともたくさん知ってもらいたい。敢えて今のバランスを崩して、刑事系統の実務修習の期間を少なくする意味合いはないのではないか。むしろ、違う立場のことをたくさんやってきてもらって、その上でOJTで民事を深めていく方がいいのではないか。

(鎌田委員)

むしろ裁判官・検察官になろうとしている人にこそ、修習の時代に、弁護士の立場を知っておいてもらう必要があるのではないか。

(巻之内幹事)

そのとおりだと思う。裁判官・検察官になる人にも、実務修習はもちろん、集合修習でも弁護の科目はかなり厳しく教えており、弁護についても興味を持って勉強してもらっている。

(高橋委員長)

資料11-2から11-5の左側を見ると、弁護実務修習の「依頼者からの相談」等は抽象的な文言としては法科大学院のカリキュラムにもあるが、検察の「被疑者の取調べ」、民事裁判や刑事裁判の「裁判官の合議への参加」は、法科大学院ではあり得ない。法科大学院のカリキュラムに、刑事弁護や民事弁護的なものがどの程度反映しているのだろうか。

(鎌田委員)

ロースクールによって違いがあるが、私どもの大学では、大学付属の法律事務所で、実務家の弁護士と研究者が協力して実際の事件を扱いながら実務的な教育をすることにしている。当然、弁護士の立場からの実務的教育であり、それ以外の立場のことは法科大学院では引き受けることはできない。そ

の意味で、民事弁護については、前段階としての導入的なことしかできないかもしれないが、法科大学院における実務的教育が可能であると考えている。刑事弁護については、学生が接見に行けるのかなど様々な問題があり、実際に生の刑事事件に触れられるのは、実務修習を待たなくては無理ではないかと思う。

(鎌田委員)

総合型実務修習の具体的なイメージはどういうものか。弁護実務ばかりではなく、裁判、検察でも受け入れる態勢を取って、希望者を派遣するというシステムができるのか。

(高橋委員長)

この点は、次回に御議論をお願いしたい。

(鎌田委員)

資料9の2ページ目の最後の部分で「実務修習においては、4分野の指導担当者間で連携を密にし、一つの事件を継続して体験できるように配慮する」とあるが、具体的にどういうことか。一つの事件を自分で捜査し、次に弁護士の立場、裁判官の立場でも関与する、ということではないとは思いますが、文面上はそれに近いニュアンスに感じられる。

(寺村幹事)

修習生が国選弁護事件に立会う場合に、弁護修習期間が4か月の時代であれば、2回か3回の公判を審理の最初から最後まで通して見ることができた。判決が出た後の被告人とのやり取りを通じて自分たちの弁護方針がどうだったのか反省もできた。ところが、修習期間が3か月になって、通して事件を見ることができなくなった。これが2か月になったら、ますます一つの事件を通して見ることはできないと思われる。そういった点に弊害があると思われるので、例えば、次の実務庁会に移っても、前の実務庁会で担当した事件を引き続き見ることができるよう配慮や連携が必要ではないかという趣旨

で提案した。

(荒井幹事)

確かに、少し表現を変えなければいけないと感じた。寺村幹事からも説明があったが、2か月の期間では、例えば、民事裁判修習で争点整理をした事件について、集中証拠調べが行われる前に次の分野へ移ってしまうことが起こり得る。次の分野に移っても、その集中証拠調べの期日だけは裁判を傍聴して事件の先を見るという体験をさせなくてはいけないのではないかという趣旨である。

(宮川委員)

そういう意味で、4分野がそれぞれ機会を与え合うことは必要であると思う。個別の事件だけではなく、合同修習でも4分野が協力し合い、内容を精選し分担して実施していく必要がある。模擬裁判なども、各分野が協力し合い、例えば、総合型実務修習の最初に設定するなどの工夫が必要ではないかと思う。

(高橋委員長)

資料9の2ページに「できる限り合同修習の部分を圧縮し、個別修習に集中して」という部分があるが、個別修習は、大規模庁に行くか、小規模庁に行くか、どの部に行くかにより、ばらつきがあると聞いている。そのばらつきを合同修習で調整しているとも聞くが、合同修習を圧縮することで個別修習のばらつきに対する配慮はどうなるのか。

(金築委員)

個別修習のばらつきの点は、主として司法研修所の集合修習で是正しようとしている。実務修習における合同修習にも、そういう機能はあると思うが、現実の合同修習は、司法研修所のカリキュラムと重複しているものもある。本来の実務修習の姿は個別修習である。

(高橋委員長)

本日は、資料8の「2 分野別実務修習」の(1)と(2)を議論していただいた。特に、(1)について、今後、刑事というものがこれからの法曹にとって、むしろますます重要になること、刑事修習は、他では得難く、修習でしかできないものであること、弁護士になる人は、弁護以外の裁判・検察の判断の枠組み等に触れる必要があること、限られた8か月をどう配分するかというところ、宮川委員からは1か月でもできるのではないかという提言もあったが、2か月は必要だとすると、現在と同じような4分野均等になるが、内容の方は更に充実を図っていくこと、というところが今日の議論であった。

次回は、資料8の「3 総合型実務修習」について議論をいただきたい。

幹事会には、次回までに議論のたたき台の作成をお願いしたい。

(出席委員全員)

異議なし。

(出席幹事全員)

了承

(3) 今後の予定等について

第4回委員会は、12月19日(金)午前10時から開催されることが確認され、それ以後の委員会は、次の日時に開催されることとなった。

第5回 平成16年2月16日(月)午前10時から正午まで

第6回 平成16年3月17日(水)午前10時から正午まで

第4回幹事会は、12月3日(水)午後1時30分から開催されることとなった。

(以上)